○　件名
　地理的表示メールマガジン第63号（平成29年５月26日）

○　文面

◇◇◇

地理的表示（ＧＩ）保護制度～登録産品一覧～
（URL）http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

---

２．広告、インターネット販売、外食業等におけるＧＩマークの使用に関するガイドライン案についての意見・情報の募集について（再掲）

ＧＩ法において、ＧＩ法に登録された真正な産品（以下「ＧＩ産品」といいます。）やその包装等に、ＧＩを付す場合にはＧＩマークを貼り付けすることが義務付けられていますが、ＧＩ産品やそれを使用した加工品であることを広告等でＰＲしたり、レストランメニューに掲載したりする場合の取扱いが明確でなく、せっかく登録されたＧＩ産品の販売展開に不安があるとの声があったところです。

そのため、農林水産省ではＧＩマークを広告、インターネット販売及び飲食業におけるメニュー表示等の、ＧＩ産品やその包装等以外のものに使用する場合に守るべきルールを説明したガイドラインの案を作成し、現在、下記のとおり意見公募を行っておりますのでお知らせします。

【意見公募期間】
平成29年5月22日～6月20日（30日間）

【意見公募手続きページURL】
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002509&Mode=0

ᔕᔕᔕ